

## 第一回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会概要とその後の経過について

### 1 合同検討委員会の設置と検討の進め方について

#### (1) 検討機関

不法投棄現場は青森・岩手両県にまたがっているものであるが、両県の対策は一体的に行べきであるとの認識に立ち、技術的側面のみならず、社会経済的側面等をも含めた総合政策における両県の連携を包括的に行い、現地の環境再生を図ることを目的として次の機関を設置する。

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会」(以下「合同検討委員会」という。)

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議」

#### (2) 検討の進め方

最終検討テーマ「県境不法投棄現場の環境再生計画」の策定に向けて検討を進める。

原状回復検討にあたり、現場には様々な形態で廃棄物が投棄されており、汚染の除去(有害廃棄物等の撤去・浄化)に先行して汚染拡散防止対策を実施する必要がある領域もあることから、「環境再生」へのプロセスを次の3段階に区分して、検討を進める。

##### 緊急検討課題

ア 周辺への影響がなく、速やかに汚染除去が可能なエリア(即時除去可能エリア)を特定し、除去の方法を検討する。

イ 即時除去が不適当なエリアについては、「しゃ水壁による囲い込み」等の汚染拡散防止対策を実施することとし、その方法を検討する。

##### 中期的検討課題

汚染拡散防止対策を実施するエリアについて、最終形態を検討する。

##### 長期的検討課題

不法投棄現場の環境再生計画を検討する。

### 2 汚染の除去と汚染拡散防止対策について(技術面)

- ・ 西側エリア(青森県側): 有害廃棄物が広範囲かつ多量に投棄されているエリアであり、即時除去可能エリアの特定が困難なことから、「しゃ水壁による囲い込み」による汚染拡散防止対策を実施する。
- ・ 東側エリア(岩手県側): 掘削調査等により廃棄物の性状・量の詳細が判明していることが

ら、有害廃棄物の即時除去エリアの特定は可能であることから、さらに詳細な調査により、そのエリアを特定し、即時除去可能エリアについては除去方法、即時除去が困難なエリアについては、「囲い込み」等の汚染拡散防止対策実施方法を検討する。

### 3 費用財源補填方法について（社会面）

県が行政代執行により原状回復を行った場合に、その費用の財源補填方法についての検討

- (1) 原因者（不法投棄実行者）に対する求償
- (2) 排出事業者に対する求償

排出事業者の徹底解明とその責任の検討（処理過程における必要な責務遂行の有無、責任範囲、費用請求方法等）

- (3) 新たな支援制度の創設等の検討

現行の国等の支援制度の拡充

国における、排出都道府県の費用負担等の調整

### 4 出席委員から出された意見等の概要

- (1) 原状回復措置検討・汚染の拡散と汚染拡散防止対策について

順番をみますと、囲い込みの方が後でありますので、私らが思うには、まず周りにそういう影響がなくして、抑えておいた上で、撤去という事を考えるのが普通だと思うのです。

ですから、本当にしっかり有害物質とかの存在状況等・分布等が分かっているのであれば、それは早急にターゲットに対して直にやっていくのが良いのですが、それでなければ、まず囲い込んで、広がらないようにした上で撤去していくという形をとるように思うのですが。

環境保全措置といいますが、（「しゃ水壁」等による汚染拡散防止策は）それは暫定的なものなのか、それともそれはそれで恒久的なものにいくのか。そこが少し問題になる所だと思います。

全量撤去するとは言っていないまでも、少なくともそのプロセスを踏んで、最終到着点というものをそこに置くという、こういう事が住民に対しては分かり易い。そういう事を感じ

じた次第です。

それぞれ各県やってこられた調査がどの程度連携をとられた調査になっていたのかなという感じがありまして、撤去ということになっていけば岩手県の方でやられたようにどういったものがどのくらい入っていて、どういう濃度かというデータが必要でございましょうし、緊急対策となれば地下水源が詳細な調査が必要でしょうが、どうもその辺お互い少しずつ足りない部分があって、そうすると全体としてみるときにどう捉えたらいいのかというところが今ひとつ見えてこないんです。今後こういう検討会が始まったわけですから、その辺調査の連携というのをよくとっていただきたいという感じがします。

それでは今出ましたようなご意見も踏まえまして調査を、適正な調査というのを行っていただいて、そしてその結果というのをやはり皆さんにお知らせすると、情報の公開をすることが皆さんの安心感、住民の方々の安心を高めることにもなりますし、また批判も出来るわけですから、その線で一つよろしくお願いを。それと両県で緊密に連携をとってご調査いただきたい、そういうご意見だったと思います。(南委員長)

## (2) 排出事業者等の責任追及について・費用財源補填方法について

…排出事業者から取る。それで調査をしていると言っても、取れる額というのは限られているんじゃないかなと思うんですね。そしたら次はどこかといった時に、今の法制度ではやはり措置命令、代執行ということで県がその代行をして支払わざるを得なくなってくるわけですね。そうすると、そのお金を本当に出せるのかどうかという話ですよね。その時に、今議論になっているように、元にとどって行って、流入県だけではなくに流出県まで、また排出事業者がいる都道府県までというような話もみられるわけですね。そこでどれだけの費用が実際とれて、実行可能なのか。その時に国がどのように関わってこれるのか。その辺の現実論を少し議論しないと本当のところが見えないのではないかなという気がちょっといたしますけれども。

まず排出業者を措置命令の対象とするということは、結論から言うと極めて困難ではないのか。この資料3の裏の方にございますけれども、排出業者に対してはいくつかの要件をクリアしなければ当然には請求できない。……これに対する不服の訴訟が出た場合に、行政処分

の適法性の主張、立証責任というのは当然に行政庁にございますから、それに耐えられるだけの  
中身を持った措置命令を出せるのかということが問題。...・それからゴミというのは渾然一  
体となっておりますから、ですから漫然と原状回復しろというような措置命令は一体出せるの  
か。.....それから代執行といった場合にも、その額というのは各排出業者に果たして按分して  
割り当てて請求できるのか、その根拠はどうなるのか。これも恐らく算定困難だと思う。...次  
にちょっと法律を離れて私見を申し上げたい。と言うことは、今岩手県・青森県がこれだけ住  
民にも迷惑をかけ、県自体も苦労しているその原因は、そのゴミというのは関東の方から来て  
いるわけです。・岩手・青森の県民の負担で、つまり税金で処理するということはちょっと  
おかしいんじゃないのか。排出事業者に責任があるとすれば、そのような不法な処理を許した  
東京都なり埼玉県にも責任があるのではないかと。それらの県にも応分の費用を負担してもら  
うというのが公平の原則に適するのではないかという結論になるわけなんです。そこで、...一  
つの提言を申し上げます。それは国の公害等調整委員会に被害者の立場から調停を申し立てる  
ことができないかということでもあります。その場合の相手方というのは排出事業者と、それか  
ら県ということになるかと思えます。申立て人は...住民、あるいは市・町に限定されると思  
います。では次にどのようなメリットがあるのかということでもありますけれども、これは訴  
訟と比較いたしますと、...公害による調停の場合は被害を受けているといった漠然とした申立  
てでも多分受理していただけたらと思う。ですから、厳格な特定を要しない。それから次に費用  
負担の面であります。...公害等調整委員会の調停の場合は国の機関でありますから、その調査  
費用は当然に国の予算によって調査していただける。それから最後に調停における勧告であり  
ますけれども、これも公害紛争処理法の規定による権威のある機関でありますので、都、ある  
いは県、排出業者に対する勧告も、例えば県の場合は都とか埼玉県に対してもお願いする、要  
請するという対等の立場でのお願いになりますけれども、一段上の立場から勧告し調停をして  
いただけたらというメリットがあるのではないかと。

### (3) 総合的意見

これから進めるにあたって、今まで両県が調査をされたりリストとか、そのデータを技術的

な専門の先生方に見ていただいて、それで何が不足しているのか、今後これを進めていくためにはこういう調査が不足している。そのレベルと言いますか、それはどのくらいのレベルのものが必要なだと先生方に示していただいて、それに基づいて両県が調査をされて次の対策に進むということが必要ではないかという気がいたします。

一体としての客観的に現場の汚染状況を把握するというのが一番重要ですよね。その上で適切な対策をとるということだろうと思うんですね。そうしましたら、両県で今まで得られた地形・地質、それから地下水、それから廃棄物の分布状況等を一回マップに両県統一して落としてみればいんですよね。・・やはり一つの絵の中に全てを書き込んで、足りない所を補っていく。一番大事なことは周辺に、環境に汚染を拡大しないこと。被害を処理させないことだろうと思うんですね。そのためにこの委員会というのは一丸となって、これは非常に難しい、二つの自治体が関わっていますので難しいとは思いますが、やはり住民の立場に立って汚染は一つだと、対策は一つだということやっていけるような委員会の運営の仕方を少し考える必要があるのではないかな。ですから、場合によったらそういう実行ワーキングみたいなものも必要でしょうし、開催回数も沢山必要かも分かりません。もっと住民の方々のご意見を聞く機会を持つ必要があるかも分かりません。だからそういう形式でなく、実態が伴う運営の仕方を是非考えていただきたいというふうに思います。

廃棄物をどうするかというのは日本の社会全体の問題であるので、やっぱり国の支援を仰ぐという姿勢ではなくて、もっと積極的に国に対して、全国に対してアピールしていくと言いますか、強い意志を持って働きかけていくという姿勢でこの委員会の議論を僕はしていくべきだ と思うんですね。あくまで地域が苦しんでいるのに国に助けてということではなくて、このままだと日本の社会全体がダメになってしまうので、こういうことは是非国として、あるいは全国として考えて、その仕組みなり、あるいはシステムなりを作っていこうというように働きかけをこの委員会としてはしていきたいというふうに思います。

我々の様々な人間がいるわけですが、その意思統一というのがやっぱり重要でして、残念ながら最初の時点では技術的に、いわゆる最適と言われる方法と住民方が納得する望ましい

方法と、あるいは費用面で一番いい方法で違う場合が多いわけですね。それをやはり行政が中心になってうまく説明していかないと、なかなかまとまらないのではないかと思います。そういう意味では、確かに技術面では技術ワーキンググループみたいなものを、その中で検討していただいて、それはそれで非常に重要なんですけれども、それはやはり誰かが分かりやすく住民なり一般の人なりに説明しないと非常に分かり難いんですね。陰で何をやっているのか分からないという。それはまた悪いイメージを持ってしまうというわけですから、そういうのを徹底してやってもらいたい。費用面で話がぼつりぼつりと出てきていますけれども、やはり最終的に費用というのは重要ですから、費用の中で初期費用として設備を造るにはこれだけかかると。...ランニングコストというので、何年どのくらいの費用がかかるかというのがまた重要になってきますので、その辺の情報も出来る限り早い段階で示していただきたいなというふうに思います。

環境省としても青森県・岩手県と一緒にになって対策に取り組んでいかなければいけないというふうに思っています...排出事業者の責任を追及するのは相当難しいというご指摘がございました。それは私ども十分承知しておりますけれども、やはりその辺をまずしっかりやっていきたいと思っています。排出事業者の責任を追及していくということになると、排出元の首都圏の県だけではなくてももう少し広がりがあるのかもしれませんが、そういった関係している都県の行政とも連携していかなければいけませんし、そういったところはやはり私どもが間に入って関係都県と青森・岩手両県交えてどう対策をとっていくかということを積極的にやっていきたいと思っていますところでありませう。

住民というものは安心というものがあるという、やはりそれは我慢もできることにならないのではないか。いつも私もそんなことを考えております。何とかして最終テーマ、そうでなかったら最終的に到達する目標というのは一体何なのか。立場が立場としてなかなか言い難い部分もあると思います。だが目標は目標としてはっきりおっしゃってもらいながら、それに向っての対策というものを講じてもらえるならば、私は理解がより深まりより安全な対策というのがとられるのではないのかなと、そう考えております。

県はそれぞれに案を出しているということは、それはそれでいいのかも分かりません。だが、最終テーマなり最終目標なりというものを設定しながら、それに向ってどうあればいいのかということ、私は皆の力で考え出しながらその手法というものが編み出されていくなればより良いものが出てくるのではないかと。

## 5 第一回検討委員会以降の経過

### (1) 合同住民説明会の実施

平成 14 年 7 月 17 日、田子町にて青森・岩手両県合同の住民説明会を実施。

### (2) 合同会議の実施

平成 14 年 8 月 15 日、田子町にて青森・岩手合同会議を開催、第 2 回合同検討委員会について協議。

県境不法投棄事案に係る汚染実態調査等

| 年度 | 現場西側(青森県側)               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現場東側(岩手県側) |                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 項目                       | 内容・結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 項目         | 内容・結果                                                                                                                                                                                                                            |
| 12 | 1 文献調査、現地踏査、地質構造の概況把握    | 現場面積約11ヘクタール<br>地形図の変化から、約40万立方メートルの容量増を確認                                                                                                                                                                                                                                                                               |            | 場内面積約16ha(土地登記簿、公図)                                                                                                                                                                                                              |
|    | 2 廃油汚染状況調査               | 表層土壌ガス調査(40mメッシュ格子点60点)<br>揮発性有機化合物(廃油)(ジクロロメタン、テトラクロロエチレンなど)環境基準項目検査                                                                                                                                                                                                                                                    |            | 逮捕者の供述から、廃油入りドラム缶が多数投棄されている実態が判明<br>重機掘削で廃油入りドラム缶218本発見、新ドラム缶に移し替え、撤去<br>廃油成分検査結果:トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン<br><br>表層土壌ガス調査:場内7ヶ所に高濃度汚染領域判明                                                                         |
|    | 3 ボーリング調査・廃棄物分布調査・廃棄物等分析 | ボーリング9本実施<br>地層構成:岩盤上部に凝灰角礫岩(ぎょうかいかくれきがん)の分布確認<br>不法投棄の状況把握<br>・廃棄物層が厚い部分(現場中央部):14.3メートル<br>・廃棄物としてRDFと堆肥を確認<br>・廃棄物層:各種廃油検出、土壌層:検出せず<br><br>現場内一部地下水から廃油検出<br>汚染の目安である電気伝導度、塩化物イオンが高い値で検出                                                                                                                              |            | 廃油高濃度汚染領域の投棄廃棄物確認のため、重機掘削(ポイント掘り)<br>7ヶ所の領域ごとに、下記廃棄物に廃油を混合しての投棄を確認<br>確認廃棄物:燃え殻+樹皮(バーク)等、廃棄食品+燃え殻等、鶏糞、廃油ドラム缶など<br><br>廃油高濃度汚染領域にボーリング(8本)、観測井設置<br>廃油、ダイオキシン類の汚染確認<br>廃油汚染の分布把握<br><br>敷地境界のボーリング(3本)<br>土壌・地下水の検査結果、異常は認められない。  |
|    | 4 周辺環境調査                 | 田子町旧水道水源(現在取水停止中)の電気伝導度が高く、影響が懸念                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            | 事業場周辺の沢、河川の異常は認められない。                                                                                                                                                                                                            |
|    | 5 検査結果の評価                | 廃油の汚染源は、これらが混じった堆肥が原因と推測、範囲・量の特定に至らず。<br>堆肥汚染水は岩盤中の透水層を通して拡散すると推測<br>ラグーン下流域で汚染水の影響が疑われる地点があるが、環境基準適合                                                                                                                                                                                                                    |            | 場内の廃油汚染実態が判明<br>地下水のダイオキシン汚染実態が判明<br>不法投棄は燃え殻、廃棄食品、鶏糞、樹皮などに廃油を混合した投棄と判明                                                                                                                                                          |
|    | 6 今後の課題                  | 環境汚染低減化のため、汚染物質の拡散予測、廃棄物撤去、浸出水(汚染水)・雨水等の地下浸透防止などの対策工の検討が必要                                                                                                                                                                                                                                                               |            | 不法投棄全容解明のため、場内全域の不法投棄状況調査の必要性<br>詳細な廃棄物検査の必要性:場内全域からのサンプル採取<br>地下水の流向流速調査の必要性:敷地境界への汚染拡散可能性調査<br>定期モニタリング検査の必要性:場内観測井の地下水を定期的に検査し、敷地境界への汚染拡散を把握する。                                                                               |
| 13 | 1 高密度電気探査                | 廃棄物・汚染地下水の分布状況推定、汚染地下水の拡散状況推定のためのボーリング場所特定が目的<br>東西方向4線、南北5線、合計2,970メートル実施                                                                                                                                                                                                                                               |            | (地下水流向流速調査)<br>場内設置11ヶ所の観測井で調査<br>現場東側の標高が高い部分を頂点に、3方向に流向。その後、さらに分岐している。<br>流速は幅がある。帯水層が不均一であるためと推測                                                                                                                              |
|    | 2 汚染源特性把握調査              | ボーリング調査(7本):廃棄物の種類・地盤構成把握が目的<br>廃棄物・土壌・地下水の分析<br>廃棄物は焼却灰主体、バーク(樹皮)堆肥主体、汚泥主体、RDF様主体の4種類<br>表層部で揮発性有機塩素化合物(廃油)検出<br>浅い層の地下水から揮発性有機塩素化合物(廃油)検出<br>一部区域の廃棄物から高濃度にダイオキシン類検出<br>廃棄物投棄量は67万立方メートル<br>凝灰角礫岩(ぎょうかいかくれきがん)は難透水性で遮水機能が期待できる。<br>バーク堆肥からの汚染水は、不透水層上部で拡散<br>現場内に地すべりの形跡があり、この劣化部から汚染拡散のおそれあり。<br>地下水位の融雪や降雨による季節変動を確認 |            | 不法投棄の全容解明のため、重機掘削(16ヘクタールを10m間隔で掘削)<br>不法投棄確認場所で廃棄物サンプル採取<br>不法投棄場所は散在している。一部谷状地形を埋立てた場所あり。<br>不法投棄の推定量は、約15万立方メートル<br>特別管理産業廃棄物は、約2万7千立方メートル(鉛、ジクロロメタン、ベンゼンなどが基準超過)<br>樹皮、鶏糞などの地上堆積物は約2万8千立方メートル<br>掘削調査による周辺環境への汚染拡散は認められなかった。 |
|    | 3 周辺環境調査・場内観測井定期モニタリング   | 現場西側と同一日採水で検査<br>周辺環境への汚染拡散はない。<br>事業場からの浸出水で廃油、ダイオキシン類が排水基準を超過しているところがある。                                                                                                                                                                                                                                               |            | 周辺環境への汚染拡散はない<br>場内野積み燃え殻約1,200tの撤去により、ダイオキシン類濃度の改善あり。継続監視が必要。<br>廃油汚染領域の観測井での廃油汚染は継続<br>敷地境界への汚染拡散はない。                                                                                                                          |

県境不法投棄事案に係る汚染実態調査等

| 年度 | 現場西側(青森県側)     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現場東側(岩手県側)                                                            |
|----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|    | 項目             | 内容・結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 内容・結果                                                                 |
| 13 | 4 調査結果の評価      | 高濃度ダイオキシン類の汚染範囲特定が必要<br>地すべりに関する詳細調査が必要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物は、撤去開始後3年程度を目処に全量撤去可能<br>その他の廃棄物も分別後、優先順位を設け、順次撤去が可能 |
|    | 5 原状回復技術の検討    | 基本的な原状回復方法<br>撤去後、場外の既存施設に委託処分する方法<br>場内に処理施設を設置し、処理処分する方法<br>遮水壁等により汚染流出拡散防止を防止しながら、浸出水の処理をする方法<br><br>比較検討した結果<br>・廃棄物の撤去等による汚染拡散を防止可能<br>・最も短期間で汚染拡散防止対策が可能<br>・短期間の対策で風評被害を早期に解消<br>・、 の場合でも、汚染拡散防止対策の先行実施は不可欠                                                                                                                                                                                 |                                                                       |
|    | 6 今後の課題        | これまでの調査結果と原状回復技術の検討結果、次の調査が必要<br>地盤の透水性、ダイオキシン類汚染土壌調査、水処理施設地盤調査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 廃棄物が散在して投棄されている区域であり、特別管理産業廃棄物など有害廃棄物の即時撤去が可能区域を特定する調査が必要             |
| 14 | 1 原状回復対策調査     | 地形調査:事業場周辺約60ヘクタール 調査・設計に利用<br>地盤透水性調査<br>・事業場内外の地質構成・地質構造の把握:弾性波探査、鉛直・斜めボーリング<br>・地盤の透水性把握:ルジオンテスト、孔内水位変化調査<br>・基盤岩の地盤性状:室内岩石試験<br>・水処理設備地盤調査:鉛直ボーリング、標準貫入試験、室内岩石試験<br>・ダイオキシン類汚染土壌調査:鉛直ボーリング、廃棄物・土壌の分析<br>地形図の比較から、事業場県境北部の廃棄物量は、約10万立方メートルと推測<br>事業場内の地盤は、軟弱な被覆層が厚いため、施設配置に検討が必要<br>現在判明している高濃度ダイオキシン類含有廃棄物投棄量は、約1万3千立方メートルと推測<br>また、この周辺のダイオキシン類濃度は、基準値以下<br>土壌から一部鉛とヒ素が環境基準を超過して検出、自然由来と思われる。 |                                                                       |
|    | 2 汚染拡散防止に関する調査 | 13年度実施済み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 岩盤、地下水の状況等を調査し廃棄物の即時撤去区域の特定や汚染拡散防止対策の必要性を調査する。<br>調査期間:9月~12月の予定      |
|    | 3 総合評価         | 場内の基盤岩が遮水層に活用可能で、汚染拡散防止対策としての遮水壁建設は効果的である。<br>水処理設備は基盤岩上に建設するなど、建設場所の検討が必要<br>ダイオキシン類の鉛直分布濃度の把握が必要:2ヶ所の深度分布を調査                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                       |

## 汚染の除去と汚染拡散防止対策の今後の対策について

### 1 汚染の除去について

- (1) 現場は「有害廃棄物」が大量に投棄された状態であり、「住民の健康被害」の恐れがあるとの認識に立ち、「住民の健康被害の防止」と「安心感の醸成」を第一に、最終形態を「有害廃棄物の除去」と位置付ける。
- (2) 最終形態実現へ要する時間は極力短期間とする。最終形態へ早期に移行することが、「住民の健康被害の防止」と「安心感の醸成」につながる。
- (3) 汚染土壌については、撤去と現地浄化を組み合わせで除去する。
- (4) 有害廃棄物の除去完了をもって、現場及び周辺環境の安全性回復の条件が整備されたとする。

### 2 汚染拡散防止策について

- (1) 西側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であるが、有害廃棄物からの浸出水による周辺環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業の過程で必要な措置と位置付ける。  
東側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であるので、汚染拡散防止策は暫定措置と位置付ける。
- (2) 汚染拡散防止対策の具体的工法等については、それぞれのエリアの設置目的に沿って検討する。
- (3) 汚染拡散防止策を講じた後に有害廃棄物を早期に現場から除去するものとする。（東側エリアの特別管理産業廃棄物は3年程度で除去）  
ただし、西側エリアの遮水シート上に移し替えた特別管理産業廃棄物約3万立方メートルについては、汚染拡散防止策と並行して除去作業に着手することとしている。

### 3 第一回合同検討委員会での提言等とその対応

#### (1) 提言等（抜粋）

##### 調査について

「順番をみますと、囲い込みの方が後でありますので、私らが思うには、まず周りにそういう影響がなくして、抑えておいた上で、撤去という事を考えるのが普通だと思うのです。ですから、本当にしっかり有害物質とかの存在状況等・分布等が分かっているのであれば、それは早急にターゲットに対して直にやっていくのが良いのですが、それでなければ、まず囲い込んで、広がらないようにした上で撤去していくという形をとるように思うのですが。」

「それぞれ各県やってこられた調査がどの程度連携をとられた調査になっていたのかなという感じがありまして、撤去ということになっていけば岩手県の方でやられたようにどういったものがどのくらい入っていて、どういう濃度かというデータが必要でございましょうし、緊急対策となれば地下水源が詳細な調査が必要でしようが、どうもその辺お互い少しずつ足りない部分があって、

##### 廃棄物の除去等について

「それは、生活環境保全上の支障を除去するというふうにありますね。そういう意味で、目標とか達成レベルというものが、どの様に理解したらよいのか・・・有害廃棄物を直ちに（除去）と、これも先ほどの達成レベルにも関係するのですが、有害廃棄物というのはどういうことをイメージされているのか、どういう判断をされているのか少しわかりにくい。」

#### (2) 提言内容への対応

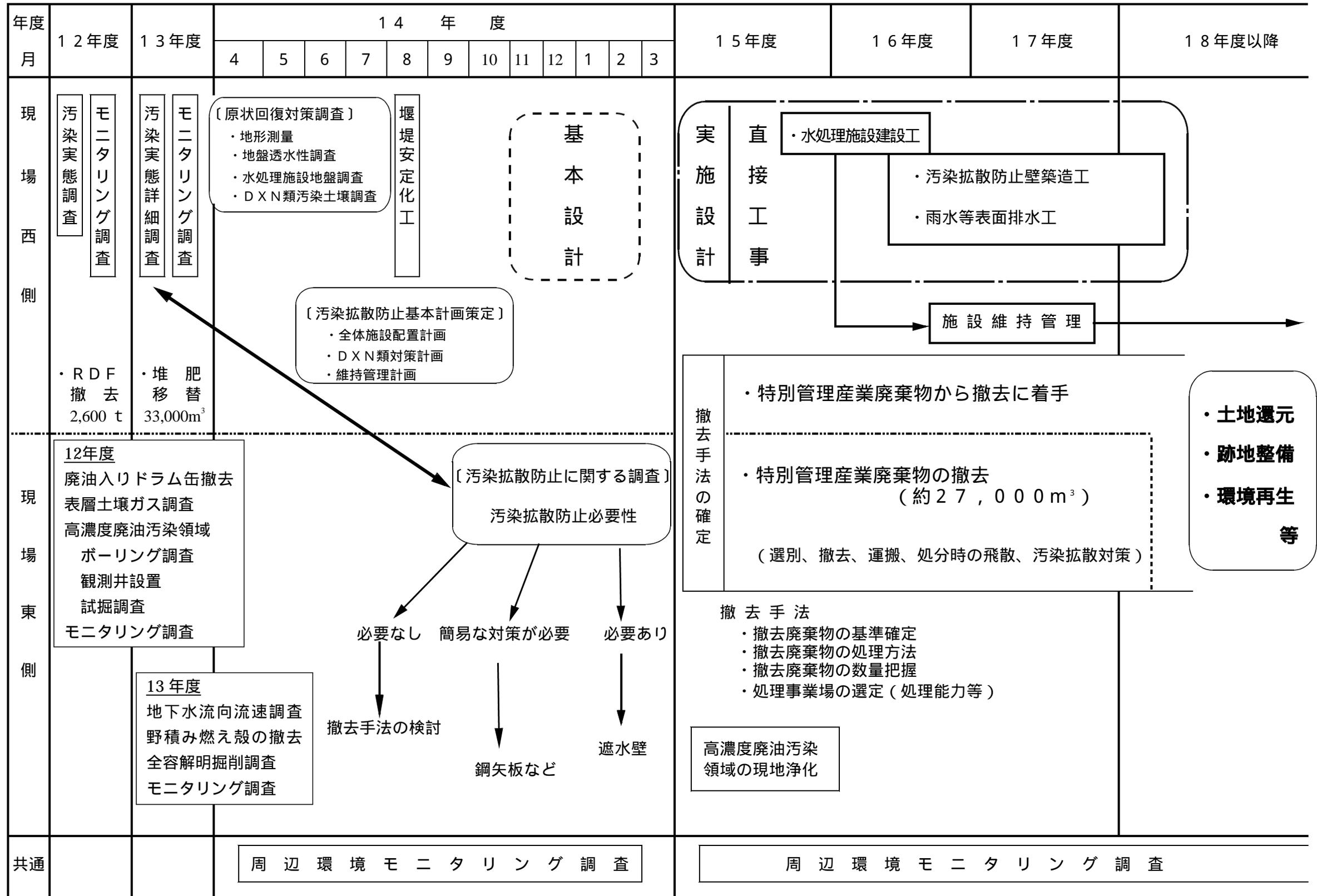
##### について

西側エリアでは水処理施設建設及び遮水壁敷設を早急に実施し、東側エリアでは除去作業に係る汚染拡散防止対策の必要性・方法について検討するため、地下水等汚染拡散に関する調査を実施する。

##### について

「特別管理産業廃棄物は早急に除去を要する廃棄物とし、それ以外の廃棄物については、分別できるものは分別して、環境再生を実現するのに支障となるものについては、除去対象として扱う。 除去のレベル（有害廃棄物の定義）については、今後、合同検討委員会の提言を得ながら、決定し、現場一体的に取り扱う。」

# 県境不法投棄事案に係る原状回復スケジュール





## 技術部会の設置について

### 1 目的

原状回復及び環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行うことを目的として、技術部会を設置する。

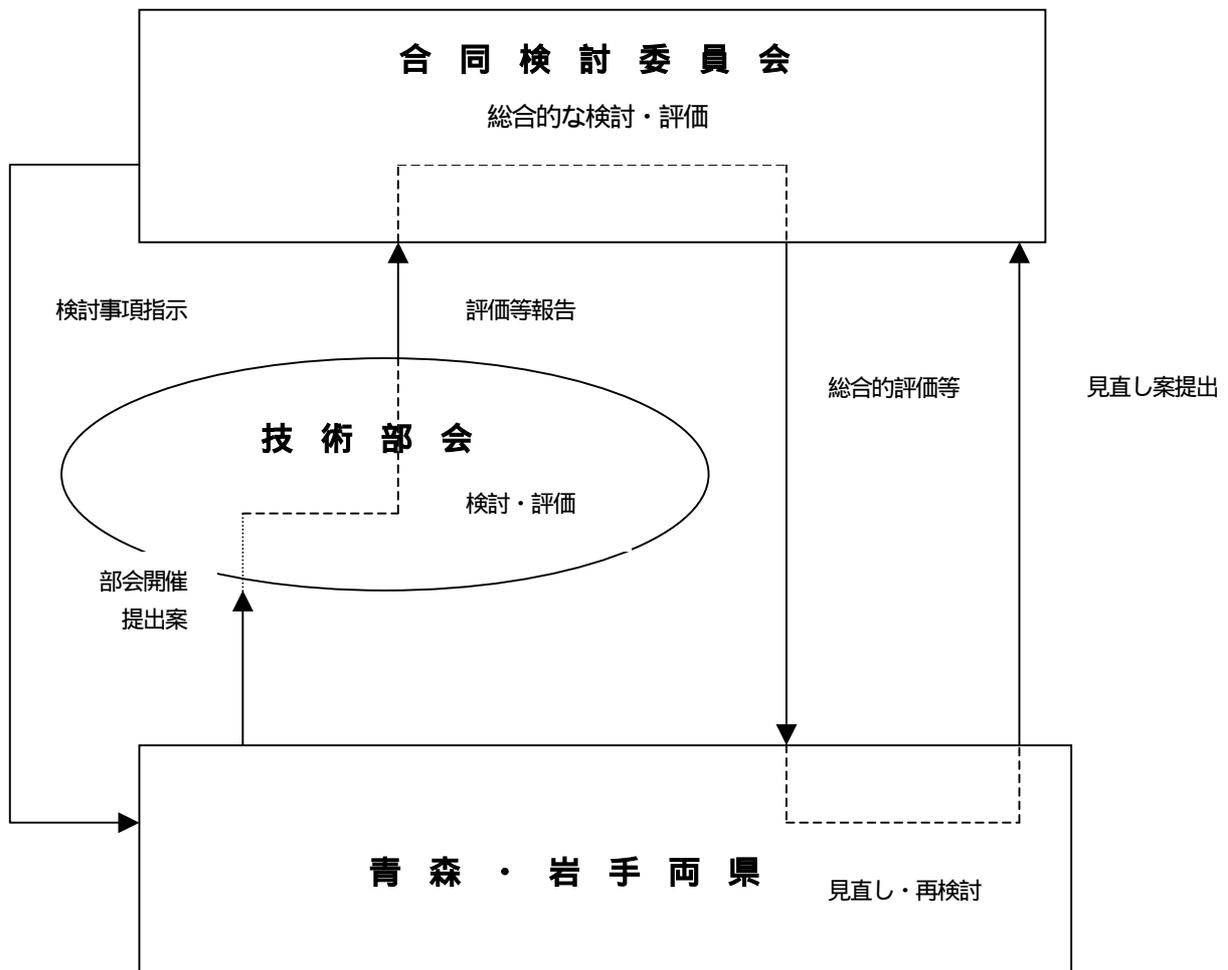
### 2 位置付け

部会は委員会の下、つぎの事項について、評価等を行う。

原状回復及び環境再生に係る調査に関する技術的事項

原状回復及び環境再生の方策に関する技術的事項

#### 【部会検討概念図】



## 排出者事業者の責任追及の状況と今後の予定

| 日 程        | 内 容                                                                                                                                                                   | 備 考                      |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 13.1～2     | 岩手県側から発見された廃棄物により判明した「廃棄食品等」の排出事業者約 20 社に報告徴収                                                                                                                         |                          |
| 13.2       | 岩手県は縣南衛生から提出された排出事業者リストを基に、排出事業者・運搬業者約 150 社に報告徴収                                                                                                                     |                          |
| 14.1～8     | 縣南衛生破産管財人から提出されたマニフェスト整理、 <b>これに基づき排出者リスト作成</b>                                                                                                                       |                          |
| 14.8.2     | <b>岩手県：土生木建設(株) (はぶきけんせつ) に措置命令</b><br>岩手県側廃棄物掘削調査により確認された廃棄物について、その処理過程を排出事業者まで遡って追跡した結果、土生建設(株)が排出事業者から自社で処分を受託した廃棄物を焼却せずに、三栄化学工業(株)に処分を再委託し、三栄化学工業(株)が不法投棄した事実を解明。 | 再委託基準違反                  |
| 14.8.      | <b>排出者共通リスト作成</b><br>青森県：三栄化学からの実績報告書等によりリスト作成<br>岩手県：縣南衛生(株)の排出者リスト整理                                                                                                |                          |
| 14.8.末     | <b>関係都県への協力依頼</b><br>環境省が青森・岩手両県と排出事業者が多数いる首都圏の関係都県を招集し、両県が行う排出事業者の責任追及への協力を依頼                                                                                        | 排出事業者の情報提供・報告聴取作業等への協力要請 |
| 14.9<br>以降 | <b>両県から報告徴収</b>                                                                                                                                                       |                          |
|            | <b>排出者からの報告書提出、整理</b>                                                                                                                                                 | 違反が判明しだい逐次措置命令等の措置       |
|            | <b>各種調査の結果、違反が判明すれば遅滞なく措置命令等を行うなど、責任の徹底追及を行う。</b>                                                                                                                     |                          |